

# 令和 9 年度介護報酬改定に向けた意見 居住系・施設系サービス等

介護老人福祉施設、特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、登録施設介護支援。  
予防を含む。

2026年9月14日（月）

一般社団法人 日本医療法人協会

常務理事 鈴木 邦彦

## 介護施設等の経営基盤強化に向けて

物価高騰や賃上げに加えて、建物の老朽化に伴う大規模改修負担が重なり、介護施設等の経営環境はかつてなく厳しい状況にある。

また、現行の介護報酬改定は3年に一度のサイクルで行われているが、近年の物価高騰や賃上げに対応しきれていない。

できるだけ早い基本報酬等の増額が必要な状況にあることを踏まえ、以下のとおり要望する。

第1に、介護施設等の基本報酬等について、物価高騰や賃上げ、そして建物の老朽化に伴う大規模改修負担に対応できる水準までの、大幅な増額を行うこと。

第2に、令和8年度診療報酬改定と同様に、物価高騰や賃上げに対しては、基本報酬等の改定とは別立てで、1年ごとに上乗せしていく仕組みを導入すること。

第3に、介護報酬改定のサイクルについて、現行の3年に一度という枠組みにとらわれず、例えば令和9年度改定を仮に1年間とした上で、その後は診療報酬改定と同じタイミングで2年ごとに改定を行うなど、物価・賃金の変動に機動的に対応できる改定サイクルへの見直しを検討すること。

## ① 介護保険施設の嚥下調整食の評価について

### 【現状と課題】

2026年度診療報酬改定で、入院時食事療養費に係る特別食加算の対象に嚥下調整食が加わり、算定ができるようになっている。しかし、介護老人福祉施設等で提供される嚥下調整食については評価がされていない。

### 【要望】

介護保険施設等の入所者の食事療養の質の向上を図る観点から、おいしく安全な食形態で適切な栄養量を有する嚥下調整食を提供する場合の特別な材料費や調理の工夫等の評価を求める。

## ②介護老人福祉施設・認知症対応型共同生活介護（認知症グループホーム）の入所（居）者が入院、又は外泊したときの費用の算定日数の見直しについて

### 【現状と課題】

介護老人福祉施設・認知症対応型共同生活介護（以下、介護老人福祉施設等）の入所者が入院、又は外泊したときの費用の算定は、月に6日間を限度として認められている。病気やケガによる医療機関への入院の場合、入院期間が1ヶ月以上になることも多いが、空きベッドを活用したショートステイの利用者を確保するまでに一定の期間かかっている。また、介護老人福祉施設は入所者が治療を終えた後に受け入れられるよう、次の入所者を入れず居室を確保している。月に6日間を限度とする費用であるため、7日目以降の期間は報酬がない状況となっている。

### 【要望】

介護老人福祉施設等の入居者が入院治療を受け、施設等に戻れる体制と、介護保険施設等の経営の安定を考慮し、算定日数の拡大を求める。

### ③介護事業所における特定技能（外食業分野）の取扱いについて

#### 【現状と課題】

介護事業所の給食に関わる特定技能は外食業分野とされている。現在、外食業分野の特定技能の受け入れが上限を超えたため、受け入れが停止されている。医療、福祉の分野では、調理員等の人材不足が深刻となっており、今後、給食管理に関わる人材不足が強く懸念される。

※農林水産省の分野ではあるが、介護事業所の運用に関することであるため、要望させていただきます。

#### 【要望】

介護事業所の調理員等の人材不足が深刻化しているため、公定価格により運営されている介護事業所の調理に係る特定技能については、外食業分野としての扱いではなく、別枠として、別途対応すること求める。